

vol.135
2015. 8

営繕とうほく

発行
東北地方整備局
営繕部
盛岡営繕事務所



【小名浜港湾合同庁舎】

CONTENTS

完成施設紹介（小名浜港湾合同庁舎）	2～3
平成27年度 優良工事表彰	4～5
平成27年度 東北地方整備局 管内業務発表会	6
保全ニュースとうほく	7～9
・ 国家機関の建築物等の保全の現況（東北版）	
・ 平成27年度「東北地区官庁施設保全連絡会議」を開催しました！	
防災アシスト情報	10～12
・ 「官庁施設の被災情報伝達要領」に基づく被災状況の報告方法等について	

完成施設紹介 【小名浜港湾合同庁舎】

本施設が位置する地区は、アクアマリンパーク等の観光拠点と港湾関係官公庁施設が立地していますが、東日本大震災による被害を受け、津波復興拠点整備事業及び小名浜港背後地震災復興土地区画整理事業が進められています。

これらの事業は、津波対策、賑わい創出、都市拠点確保のため、民間施設の整備誘導と港湾関係官公庁施設の集約を行うこととしており、これに伴い、補償事業として庁舎を移転整備したものです。

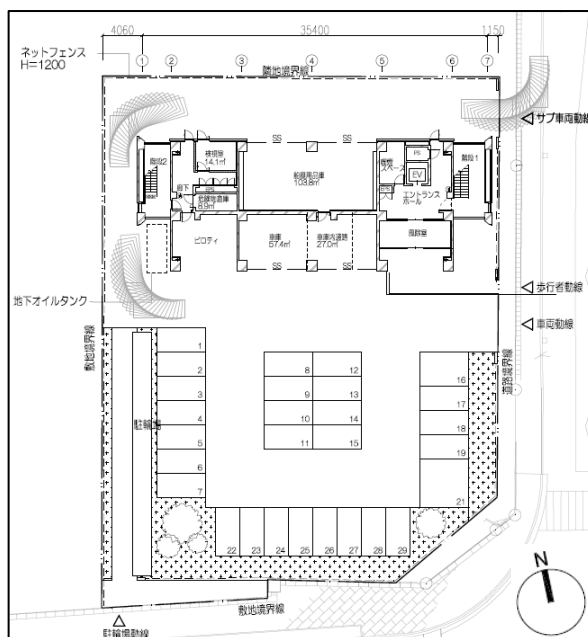
【施設概要】

施設名：小名浜港湾合同庁舎
 場所：福島県いわき市小名浜辰巳町
 構造・規模：鉄筋コンクリート造 地上5階建
 （建築面積） 443㎡
 （延床面積） 1,790㎡
 入居官署：福島海上保安部
 仙台検疫所小名浜出張所
 横浜植物防疫所塩釜支所小名浜出張所



【設計のポイント】

- ・ 建て替えによる既存庁舎の移転事業であるため、既存庁舎をベースとして法令改善部分を整理し、補償の考えに基づいた計画としています。
- ・ 1階に設ける必要諸室は北側に配置し、南側には駐車場車路より直接アクセス可能な車庫を配置しています。
- ・ 2階から上部の居室は庁舎南面に配置し、採光や海への視認性を確保できる計画としています。
- ・ 夜間通用口や管理用の階段はメインエントランスと分離して配置し、セキュリティを確保しています。



【エントランスホール】



【階段室】



【EVホール】

平成27年度 優良工事表彰

表彰式の開催

平成27年7月16日、仙台市戦災復興記念館において、「平成27年度東北地方整備局国土交通行政関係功労者表彰式」（優良工事東北地方整備局長表彰）を行いました。

また、続いて平成27年7月27日には盛岡合同庁舎会議室において「平成27年度営繕優良工事表彰式」（盛岡営繕事務所長表彰）を、平成27年8月4日には、東北地方整備局大会議室において「平成27年度営繕優良工事表彰式」（保全指導・監督室長表彰）を行いました。

これらの表彰は、平成26年度に工事が完了し、積極的な創意工夫がなされるなど、建設業における事業の推進に功績があった施工会社等を表彰するものです。

優良工事表彰（東北地方整備局長表彰）

工事名：石巻港湾合同庁舎(12)建築その他工事
受注者：株式会社植木組 東北支店

本工事は、東日本大震災で被災した石巻港湾合同庁舎について、現地にて建て替えを行った工事です。

津波被災地域内での施工のため、安全対策に積極的に取り組み、非常時の避難訓練の実施、警報システムの導入など災害に備えた対策を施したほか、全工種で震災復旧工事の影響による作業員不足や資材不足を早期に予測し、工事に遅延が発生しないように的確に対応し、無事工期内に完成することが出来ました。

施工面では階高6mの1階ピロティの施工の際にステージ状支保工足場を設置するなど、効率的な施工を行うための提案を行うとともに、外断熱工法の漏水防止対策として監理者、設計者、受注者で対策会議を実施するなど、品質向上についても積極的に対応されました。

また現場周辺の清掃や草刈りを定期的実施するなど、地域とのコミュニケーションやイメージアップも積極的に図られました。



東北地方整備局長表彰

優良工事表彰（保全指導・監督室長表彰）

工事名：小名浜港湾合同庁舎(13)電気設備工事

受注者：オリックス・ファシリティーズ株式会社 仙台工事事部

本工事は、小名浜港背後地開発事業に伴う、小名浜港湾合同庁舎の移転建て替えの電気設備工事です。

震災復旧工事の影響による作業員不足による工事全体の遅れの解消のため施工調整会議を実施したほか、海岸エリアに建つ庁舎のため、防錆、浸水対策として屋外空調動力制御盤の配管と配管接続用カップリング及びハンドホール内の FEP 接続材の工場取付を採用するなど、十分な品質管理が行われました。

優良工事表彰（盛岡営繕事務所長表彰）

工事名：秋田職安(14)機械設備その他改修工事

受注者：三和興業株式会社

本工事は、秋田公共職業安定所の既設の中央方式（全空気方式）の空気調和設備を、個別方式空気調和設備に改修する等の機械設備の改修工事です。

各制気口の風量調整をより正確に行うため、現場制気口に合う大きさの補助ダクトを作成し、精度の高い風量測定を行いました。

また、天井内配管施工において、作業スペースが狭隘なため、作業工程が長期にわたることが予想されましたが、適切な施工計画と人員配置により、閉庁日のみの施工で、職業安定所の業務に支障なく、工期内に無事故で工事を完了させました。

さらに、来庁者が非常に多い庁舎でもあるため、積極的に庁舎周りの清掃を行い、工事中の美観の保持にも努めていました。



保全指導・監督室長表彰



盛岡営繕事務所長表彰

平成27年度

東北地方整備局 管内業務発表会を開催しました

東北地方整備局管内業務発表会は、参加者相互のスキルアップ、住民のニーズに的確に対応する事業の推進、強く美しい東北に向けた地域づくりのために必要となる技術・行政・法令及び経済分野の調査研究成果の討議の場の確保と、研究内容等を発表することにより、発表者の自己表現・想像力開発技能の向上を図ること、一般聴講者へ最新情報等の話題提供を行い、聴講する職員には視野の拡大と問題意識の醸成を図ることを基本方針として、整備局・関係団体・地方公共団体等からの発表に加えて、民間からも論文を募集し、毎年開催しています。

今年度は、平成27年6月24日（水）～25日（木）の2日間にわたって、東北地方整備局内で開催し、営繕関係については、下記の2論題の発表を行いました。

なお、今回営繕関係では、営繕部計画課の佐藤孝志さんが奨励賞を受賞しています。



発表風景

テーマ	論 題	所 属	発表者 (敬称略)
安全・安心	石巻市との協働による津波避難ビル整備について	営繕部 計画課	佐藤 孝志
〃	建築物における津波災害対策に関する技術的支援について	営繕部 調整課	煤賀 猛

管内業務発表会の詳細および論文については、東北地方整備局ホームページでご覧頂けます。

ホームページの掲載箇所は以下のとおりです。

「東北地方整備局トップページ」
→「各種会議等」 →「管内業務発表会（H27）」



受賞された皆さん

URL :

<http://www.thr.mlit.go.jp/Bumon/B00097/K00360/happyoukai/H27/index1.html>

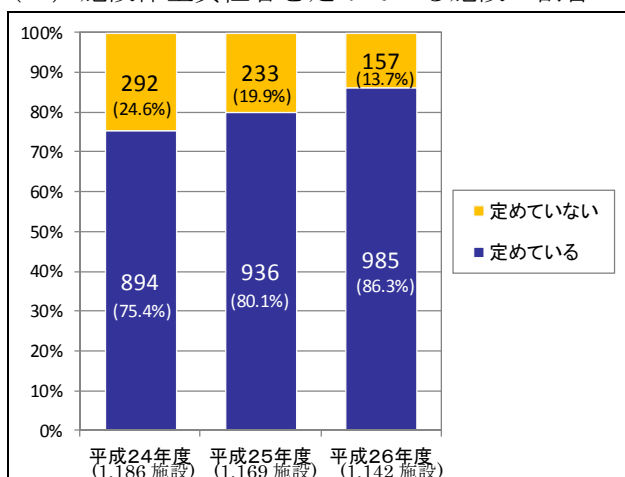
保全ニュースとうほく

国家機関の建築物等の保全の現況（東北版）

平成 26 年度の保全実態調査の結果につきましては、営繕とうほく 133 号にて速報として調査実施施設数、経年別施設数等について報告させて頂きましたが、7 月に開催しました東北地区官庁施設保全連絡会議で報告しました内容から、東北地方の国家機関の建築物等の保全の現況について追加報告させて頂きます。なお、全国の「国家機関の建築物等の保全の現況」につきましては、国土交通省大臣官房官庁営繕部のホームページ

『 http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk3_000005.html 』にて、ご確認ください。

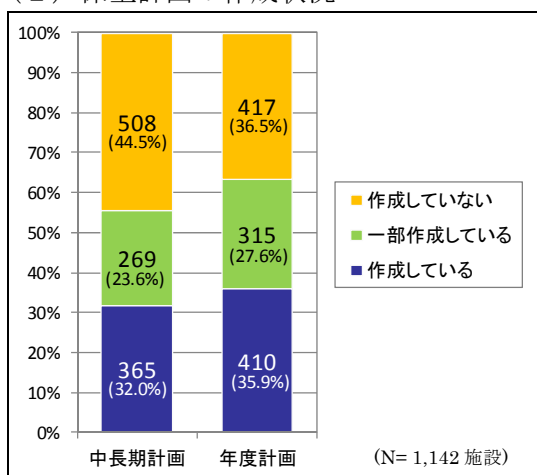
(1) 施設保全責任者を定めている施設の割合



施設保全責任者の任命状況は年々増加傾向にあります。平成 26 年度調査でも、調査対象 1,142 施設の 1 割以上 (13.7%) の施設で、施設保全責任者が定められていません。

各省各庁の長には、国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領において、施設保全責任者を定めることが求められています。施設保全責任者が定められていない場合には、速やかに定めて頂くようお願いいたします。

(2) 保全計画の作成状況



保全計画には、「年度保全計画」と「中長期保全計画」の 2 つがあります。

中長期保全計画については、「作成している」が 365 施設 (32.0%)、「一部作成している」が 269 施設 (23.6%) で、半数近くの 508 施設では、計画が作成されていない状況になっています。

年度保全計画については、「作成している」が 410 施設 (35.9%)、「一部作成している」が 315 施設 (27.6%) で、約 1/3 の 417 施設では、計画が作成されていない状況になっています。

適切な保全を効率的に実施して頂くために、全ての施設において、保全計画が作成されることを目指していますが、中長期保全計画、年度保全計画ともに、全国平均に比べ、大幅に低い作成状況です。

東北地方整備局営繕部ホームページに B I M M S - N を利用した中長期保全計画の作成方法等も掲載していますので、計画が未作成の場合には、速やかな対応をよろしくお願いいたします。

保全ニュースとうほく

平成27年度「東北地区官庁施設保全連絡会議」を開催しました！

東北地方整備局営繕部及び盛岡営繕事務所では、東北6県で平成27年度「東北地区官庁施設保全連絡会議」を開催しました。

本会議は、保全指導・支援の一環として、国家機関、独立行政法人、地方自治体の施設管理者や保全業務担当者などを対象に毎年度開催しているもので、今年度は6会場合わせて170機関239名の方々に出席いただきました。

■平成27年度 東北地区官庁施設保全連絡会議 開催一覧

県別	会場	開催日	上段：延べ出席機関数（主催者を除く）			
			国家機関	独法等機関	地方自治体	計
宮城県	仙台会場 (宮城県建設産業会館)	H27.7.7(火)	41 機関	6 機関	6 機関	53 機関
			62 人	8 人	11 人	81 人
岩手県	盛岡会場 (盛岡第2合同庁舎)	H27.7.15(水)	15 機関	2 機関	5 機関	22 機関
			19 人	2 人	7 人	28 人
福島県	福島会場 (コラッセふくしま)	H27.7.16(木)	10 機関	1 機関	8 機関	19 機関
青森県	青森会場 (青森第2合同庁舎)	H27.7.22(水)	20 機関	1 機関	5 機関	26 機関
			28 人	1 人	6 人	35 人
山形県	山形会場 (山形生涯学習センター)	H27.7.23(木)	21 機関	0 機関	5 機関	26 機関
秋田県	秋田会場 (秋田第1合同庁舎)	H27.7.29(水)	25 人	0 人	7 人	32 人
			18 機関	0 機関	6 機関	24 機関
計			125 機関	10 機関	35 機関	170 機関
			169 人	12 人	58 人	239 人



仙台会場の様子

会議では、「国家機関の建築物等の保全の現況」に関する内容として、施設保全の必要性、平成26年度の保全実態調査結果（東北版）、保全実施指導結果の事例紹介などのほか、「建築物の保全を取り巻く最近の動向」や「官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）の活用」について説明しました。

各会場にてご協力いただいたアンケートの結果から、最も高評価をいただいた議題は「保全実施指導結果の事例紹介」、次いで「官庁施設の防災・災害対応について」となっており、日頃の業務に密着した庁舎管理上の注意点や危機管理に関する内容への関心の高さが伺われました。

また、会議全体を通して「初心者でも分かりやすかった」などのお褒めの言葉をいただいた一方、「説明時間配分の調整不足」、「実例を交えた説明を増やして欲しい」といったご意見もいただきました。この貴重なご意見は、次回以降の参考とさせていただきます、よりご要望に沿った会議になるよう改善してまいります。

なお、アンケートを通して、普段業務で抱えるお悩みなどもお聞かせいただきました。私も東北地方整備局では、皆様の保全業務に必要な技術的支援をはじめ、保全に関するご不明な点やお悩みなどにつきましても相談窓口を設けておりますので、お気軽にご連絡ください。

【保全に関する相談窓口】 東北地方整備局

営繕部 保全指導・監督室 担当者 室長補佐

TEL 022-225-2171 (内線 5513) FAX 022-268-7833

盛岡営繕事務所 担当者 保全指導・監督官室長

TEL 019-651-2015 FAX 019-605-8115

「防災アシスト情報」

「官庁施設の被災情報伝達要領」に基づく 被災状況の報告方法等について

東北地方整備局では、従前より、地震、津波、風水害などの災害発生した際、施設管理者の皆様から、被災状況を報告いただくようお願いして参りましたが、本年4月からの試行運用を経て、7月17日に開催されました中央官庁営繕担当課長連絡調整会議において、「官庁施設の被災情報伝達要領」が各省各庁の申し合わせ事項になりましたので、要領に基づく被災状況の報告方法等について、ご説明させていただきます。

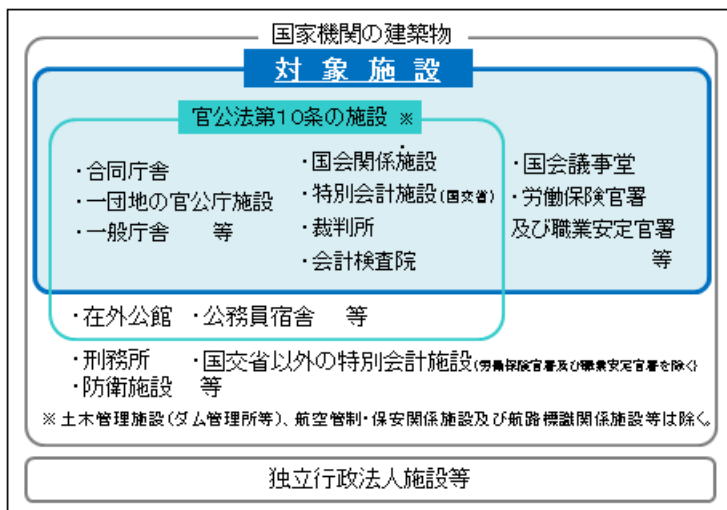
1. 「官庁施設の被災情報伝達要領」の目的

官庁施設は災害時においても、災害応急対策活動を支える拠点施設などの役割を担うこととなります。災害時においては、施設管理者の皆様と官庁営繕部等が連携して、官庁施設の機能確保及び二次災害の防止に向けて対応する必要があります。被災情報等を適切に共有することが重要となります。

「官庁施設の被災情報伝達要領」は、災害時の官庁施設の被災情報の伝達方法を定め、施設管理者と官庁営繕部等における効率的かつ確実な被災情報の共有に資することを目的としています。

2. 対象施設

災害時において被災情報を伝達する施設（以下「対象施設」という。）は、図1の通りです。



官公庁施設の建設等に関する法律第10条により国土交通大臣が営繕等を行う施設、労働保険官署及び職業安定官署に係る施設、並びに「国家機関の建築物のうち特に重要な建築物を定める件」(平成16年国土交通省告示第456号)に規定する施設としています。ただし、在外公館、公務員宿舎、刑務所、防衛施設等は対象外としています。

図1 対象施設

3. 災害に応じた情報伝達内容等

災害の種類、規模に応じて、情報伝達を行う対象施設の範囲と伝達内容を設定しており、その内容は、次の①及び②の通りです。(表1参照)

- ① 各施設に対応した震度観測点において震度5強以上の地震が観測された場合は、施設の「被害の有無」(「有」の場合は、その「被害の状況」とも)を伝達します。

- ② 各施設に対応した震度観測点において震度5弱以下の地震が観測された場合又は津波、風水害、雪害、火山災害等の地震以外の災害により施設に被害が生じた場合は、その「被害の状況」を伝達します。

表1 災害に応じた情報伝達を行う対象施設の範囲及び伝達内容

災害の種類	地震災害		地震以外の災害
対象施設	震度5強以上の地域に所在する全ての施設	震度5弱以下の地域に所在する被害があった施設	被害があった施設
伝達内容	被害の有無 被害の状況		被害の状況

※ 施設の所在地における震度については、個別施設に対応した震度観測点を、予め各地方整備局等にて設定し、各省各庁に送付しておりますので、各施設管理者は、気象庁HP等より震度観測点における震度に関する情報を入手してください。

4. 伝達様式

被災情報の伝達には、「様式1（被災情報のとりまとめ）」、「様式2（各施設の被災情報）」、「様式3（各施設の被災状況写真）」の3つの様式を使用します。（図2参照）

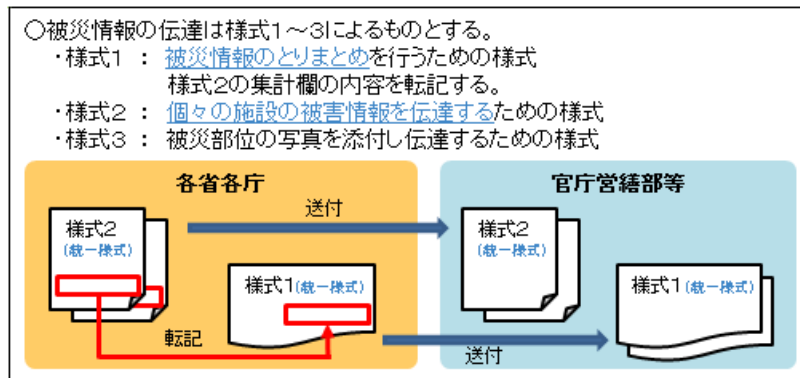


図2 被災情報の伝達様式

5. 情報伝達ルートと伝達事項

各省各庁の各施設管理者から官庁営繕部等に至る被災情報の伝達ルートは、情報伝達の確実性の観点から可能な限り複数ルートを確認することとしています。（図3参照）

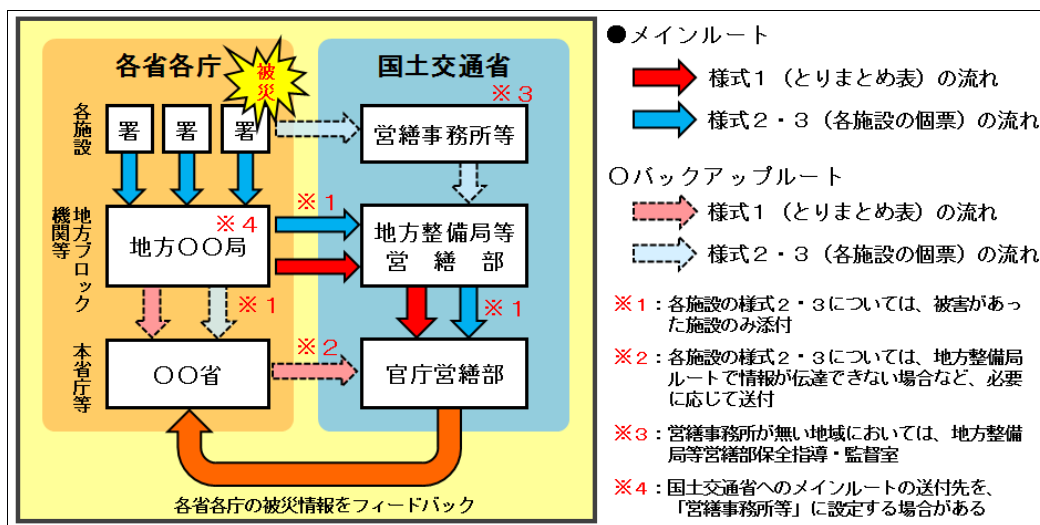


図3 各省各庁から国土交通省への複数の情報伝達ルート確保のイメージ

